

(1) 障害者総合支援法の施行について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

趣旨

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日（2.(3)については公布の日（平成28年6月3日））

新サービスの概要

	就労定着支援	自立生活援助	居宅訪問型児童発達支援
サービス概要	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の米所により必要な連絡調整や指導・助言等を行うサービス	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うサービス	重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供するサービス
対象者	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障害者	定期的な巡回訪問又は随時通報による必要な情報の提供及び助言その他の援助が必要な障害者 かつ 居宅において単身（家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等）のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者	A又はBかつC A 重度の障害の状態(法定事項) B(a)人工呼吸器を装着している状態その他日常生活を営むために医療を要する状態(=医療的ケア児) (b)重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある C 児童発達支援等を受けるための外出が著しく困難な障害児(法定事項)
利用期間	3年間 (1年ごとに支給決定期間を更新)	1年間 (適当と認められる場合には更新可)	—
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整(法定事項) 雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問 ・相談対応等の方法による障害者等に係る状況の把握 ・必要な情報の提供及び助言並びに相談 ・関係機関との連絡調整 ・その他の障害者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助 	<u>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練の実施</u> ※既存の児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける支援を居宅に訪問して提供するものであるため、既存の内容に合わせる。
実施主体	就労移行支援、就労継続支援(A・B型)、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)の指定を受け、過去3年に平均1人以上、通常の事業所に障害者を雇用させている事業者	居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・宿泊型自立訓練・共同生活援助・障害者支援施設・相談支援の指定を受けている事業者	要件はないが、現在の障害児通所支援事業者を想定し、多機能型事業所として実施可能
基本報酬の算定	就労定着率(過去3年間の就労定着支援利用者総数のうち就労定着者の割合)に応じた報酬(月額報酬)	<ul style="list-style-type: none"> ・退所等から1年以内／1年超過の利用者の報酬を区分(月額報酬) ・利用者数を地域定着支援員の人数で除した数が30人未満／30人以上に応じて算定 	居宅訪問型児童発達支援給付費(日額)

就労定着支援

平成30年4月～障害者総合支援法改正

就労定着支援【新サービス】

- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。

対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者
(一般就労後、6か月経過した障がい者)

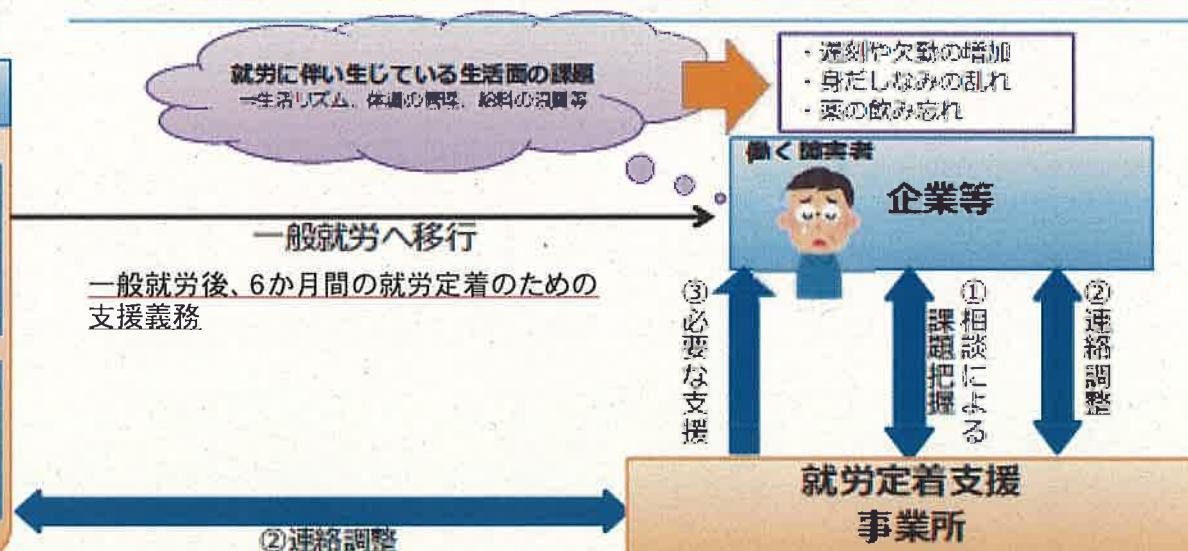
支援内容

- 障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。
※ 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面支援を行う。加えて、月1回以上は企業訪問を行うよう努めることとする。
- 利用期間は3年を上限とし、経過後は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐ。

関係機関

就労移行支援事業所
就労継続支援事業所（A、B）
生活介護
自立訓練

- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 医療機関
- ・ 社会福祉協議会 等

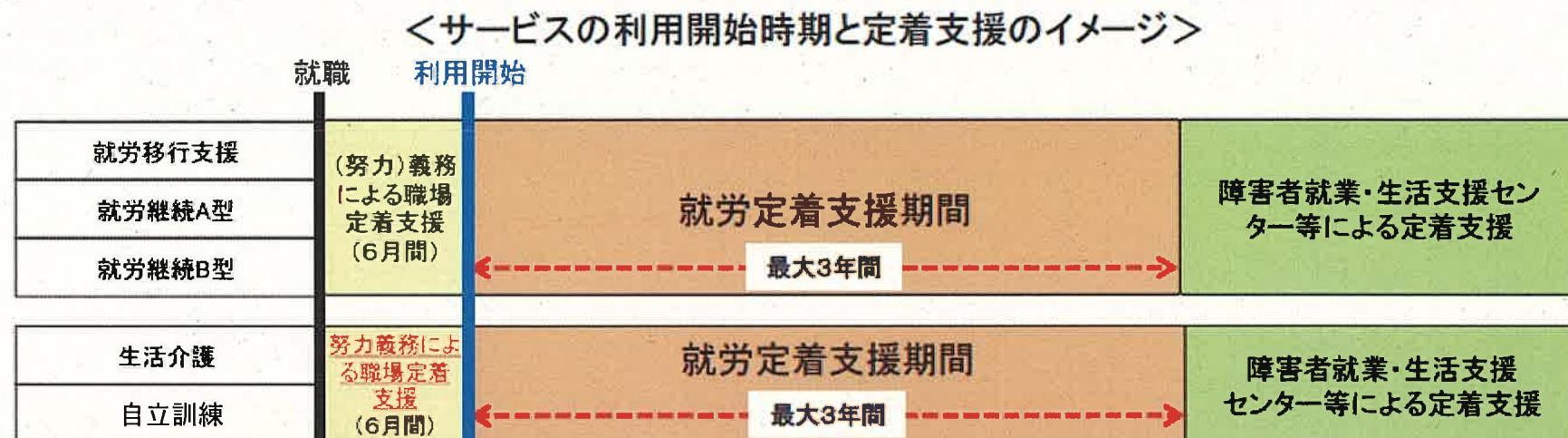


基本報酬

- 就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち就労定着者数の割合）に応じた基本報酬を設定。
就労定着支援サービス費 3,200単位／月（就労定着率9割以上）※
※ 利用開始後1年目は更に240単位を加算

既存のサービスとの関係

※就労定着支援と、自立生活援助または訪問型自立訓練(生活訓練)との併給は認めない。



※生活介護と自立訓練(機能訓練・生活訓練)の運営基準に一般就労後6ヶ月間の就労定着支援を追加(平成30年4月~)

○利用期間:一般就労後、6ヶ月経過から3年6ヶ月経過まで(最大3年間)

○実施主体:

就労移行支援、就労継続支援(A・B型)、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)の指定を受け、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている事業者(就職実績でカウント)

(指定及び指定更新の時点で、上記の要件を満たす必要あり)

○支援内容:

利用者との対面による支援を月1回以上行い、本人の状況を把握する中で、職業生活上の課題が生じた場合には、本人に代わって就労定着支援員が課題を解決するだけでなく、本人自ら課題解決のスキルを徐々に習得できるように支援する。また、障がい非開示での就職のような特段の合理的な理由がある場合を除き、月1回以上の事業主の訪問を可能な限り行う。

○同一法人内の訪問型職場適応援助者が支援し、雇用安定助成金の申請を行う月における自立支援給付費は請求不可。

自立生活援助

平成30年4月～障害者総合支援法改正

自立生活援助【新サービス】

- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

対象者

- 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者 等

施設

GH

病院

等

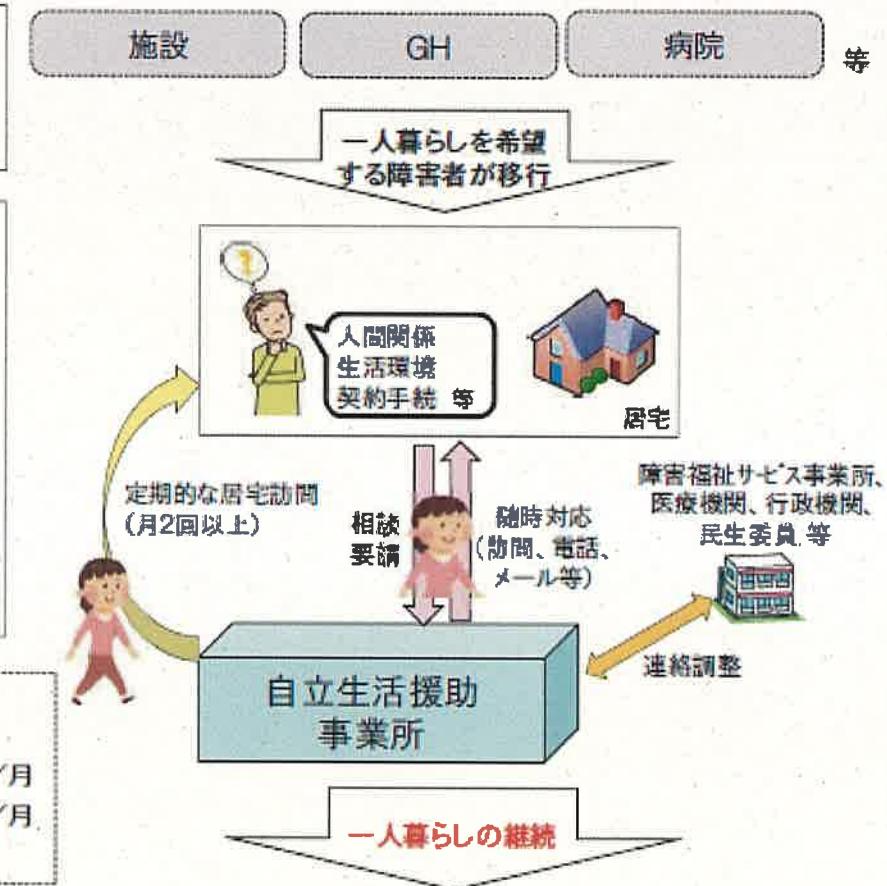
支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
・ 公共料金や家賃に滞納はないか
・ 体調に変化はないか、通院しているか
・ 地域住民との関係は良好か
などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

基本報酬

自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※

- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位／月
② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位／月
※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



自立生活援助（平成30年4月～）の概要

サービス内容

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者に対して、一定の期間（原則1年間）にわたり、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等より、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

※市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合は更新可能

対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

※自立生活援助による支援が必要な者（例）

- 地域移行支援の対象要件に該当する施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- 人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰り返し等）
- その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

※家族による支援が見込めないと判断する場合（例）

- 同居している家族が、障害のため介護や移動支援が必要である等、障害福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合
- 同居している家族が、疾病のため入院を繰り返したり、自宅での療養が必要な場合
- 同居している家族が、高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合
- その他、同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合

開通審査会

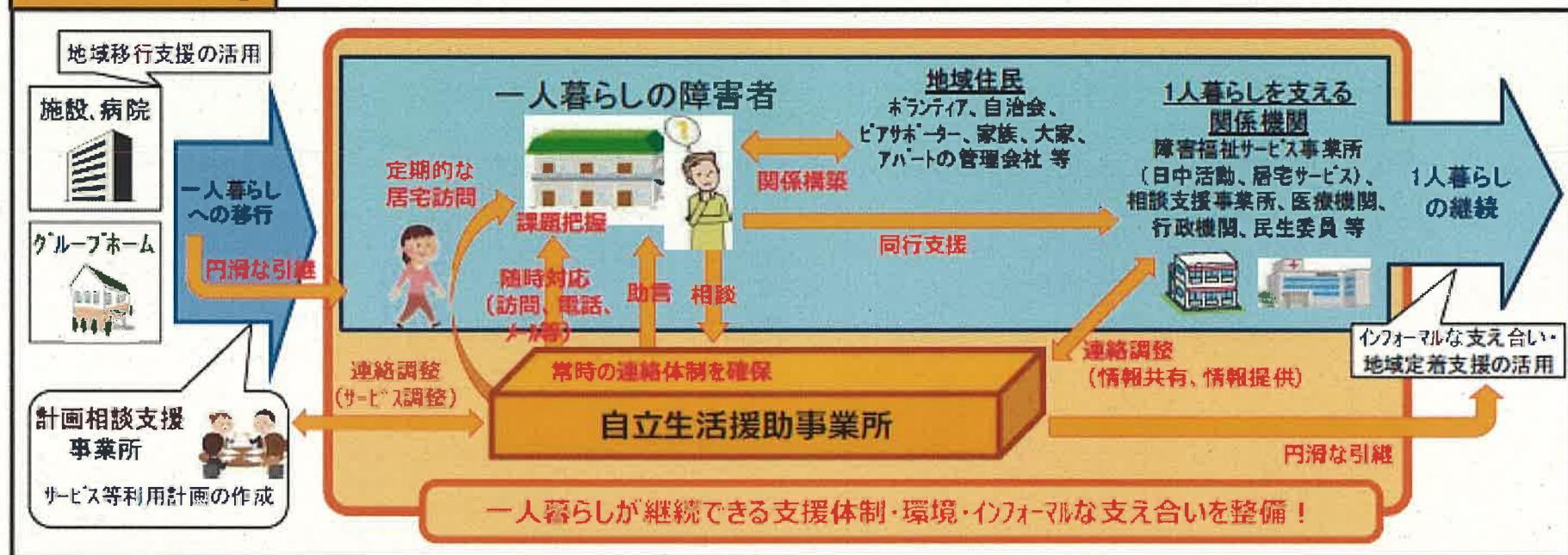
対象者

「…精神科病院等」の「等」に該当する施設は、以下のとおり。

のぞみの園、宿泊型自立訓練事業所、児童福祉施設、療養介護を行う病院、
福祉ホーム、救護施設、更生施設、刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、
少年院、更生保護施設、自立更生促進センター、就業支援センター、
自立準備ホーム

※退所等の日から1年未満と1年以上
とで支給決定が異なることに留意

支援のイメージ ①



既存のサービスとの関係

※ 自立生活援助と、地域定着支援または就労定着支援との併給は認めない。

- ①退所、退院した障がい者が、自立生活援助を利用し、一人暮らしを継続

(退所等にあたって、地域移行支援の対象施設から地域移行支援を利用して移行した場合も含む)

(自立生活援助終了後、支援が必要な場合は、適宜、地域定着支援による支援も可能)



- ②現に一人暮らし又は障がい・疾病等の家族と同居をしている障がい者が、自立生活支援が必要となり、利用する場合

(地域定着支援を利用している障がい者が、定期的な居宅訪問や随時の対応による支援が必要な場合に自立生活援助の支給決定を受けることは可能 ※併給不可)



- ③-2 地域定着支援を利用している障害、疾病等の家族と同居している障害者に対し、自立生活援助を行い、終了後、地域定着支援を再開し、地域生活を継続



居宅訪問型児童発達支援

平成30年4月～児童福祉法改正

居宅訪問型児童発達支援【新サービス】

- 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。
- このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するため外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画の提出が必須。医師の診断書により支給決定。

対象者

- 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児（満18歳に達するまで利用可能）

支援内容

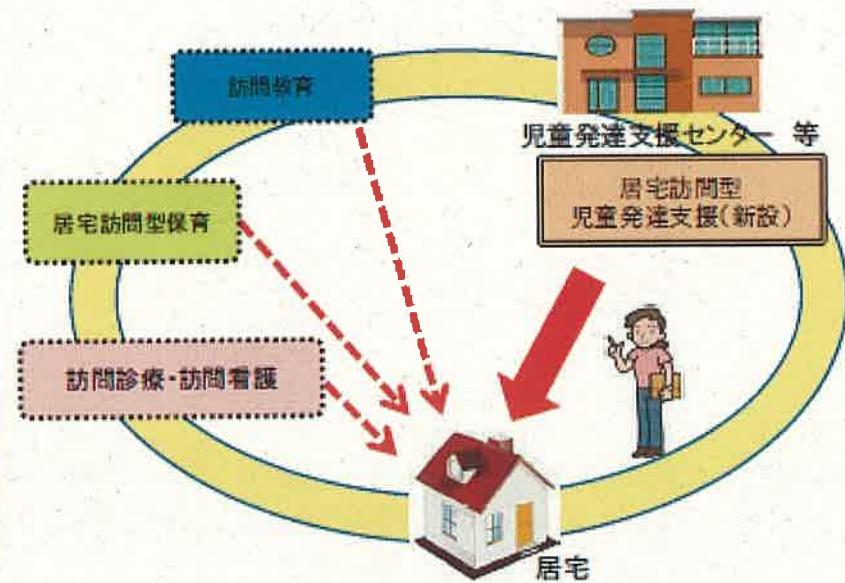
- 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

基本報酬

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位



- ・在宅の障害児の発達支援の機会の確保
- ・訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

概要

重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを創設する。

児童福祉法の条文

第六条の二の二

- (5) この法律で、居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして①厚生労働省令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練②その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

具体的内容①

(対象者について) A(法定事項)又はB(省令事項)かつ C(法定事項)

A 重度の障害の状態(法定事項)

B (a) 人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合 = 医療的ケア児

(b) 重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態にある場合

C 児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障害児(法定事項)

※重度の障害の判定は、各種手帳の重度判定(身体障害者手帳1・2級相当、療育手帳重度相当、精神障害者保健福祉手帳1級相当)を基本とする

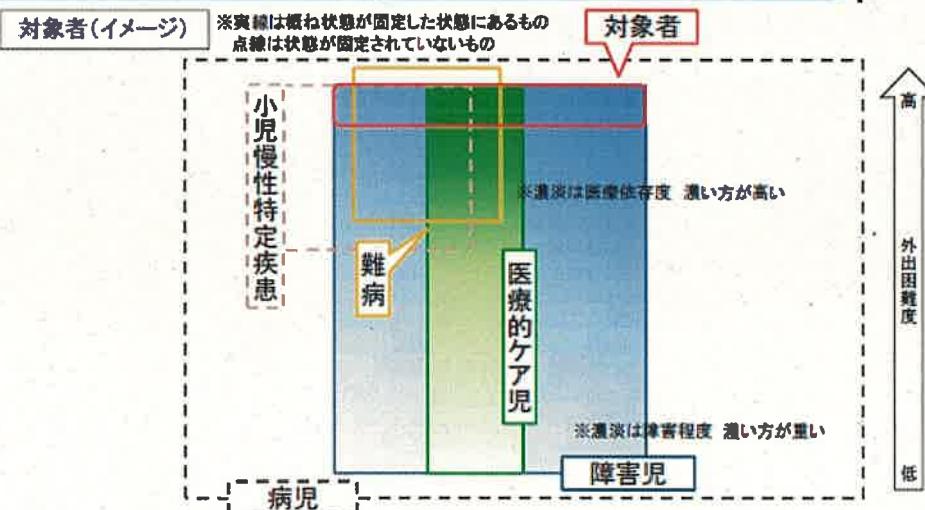
具体的内容②

(サービスの内容について)

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び生活能力の向上のために必要な訓練の実施とする。

※既存の児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける支援を居宅に訪問して提供するものであるため、既存の内容に合わせる。

居宅訪問型児童発達支援の対象者 及び具体的な内容



【参考資料】

社会保障議会障害者部会
(平成27年9月9日)資料より

疾病等により外出が困難な障害児に対する支援

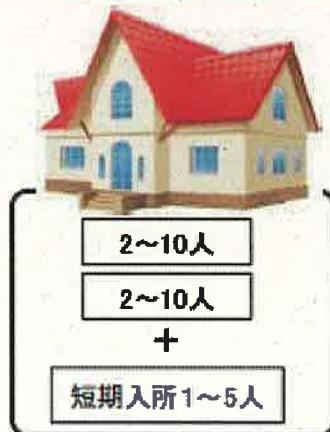
	訪問教育	居宅訪問型保育	訪問看護	居宅介護
概要	障害が重度・重複していて特別支援学校等に通学困難な児童生徒に対し、教員が家庭、児童福祉施設、医療機関等を訪問して行う教育	保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。(3歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる幼児であって満3歳以上のものも対象) ※平成27年4月1日から子ども・子育て支援新制度の中で開始	疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者に対しその者の居宅において看護師等が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。	利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を効果的に行う。
対象者	障害が重度・重複していて特別支援学校等に通学困難な児童生徒	保育の必要性の認定を受けた乳幼児のうち、 <u>障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難である等と認められた乳幼児</u>	居宅において継続して療養を受ける状態にあり、 <u>通院困難な患者で、要介護と認定された者</u> 。	障害支援区分1以上 障害児はこれに相当する心身の状態である者。
訪問者	特別支援学校の教員	家庭的保育者1人につき乳幼児1人 ※家庭的保育者が保育士や看護士(准看護師含む)である場合には加算あり	看護師、准看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	介護福祉士、居宅介護職員初任者研修課程等の修了者など
利用日数等	児童の状態次第 (週3日、1回2時間程度)	保育の必要性の限度内で利用 ※月平均275時間程度(保育標準時間認定)又は月平均200時間程度(保育短時間認定)	保険給付の対象となるのは通常週に1~3回まで。1回の訪問は30~90分基本。	認定次第

日中サービス支援型共同生活援助

平成30年4月～障害福祉サービス指定基準省令・県条例改正

重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型の創設（日中サービス支援型）

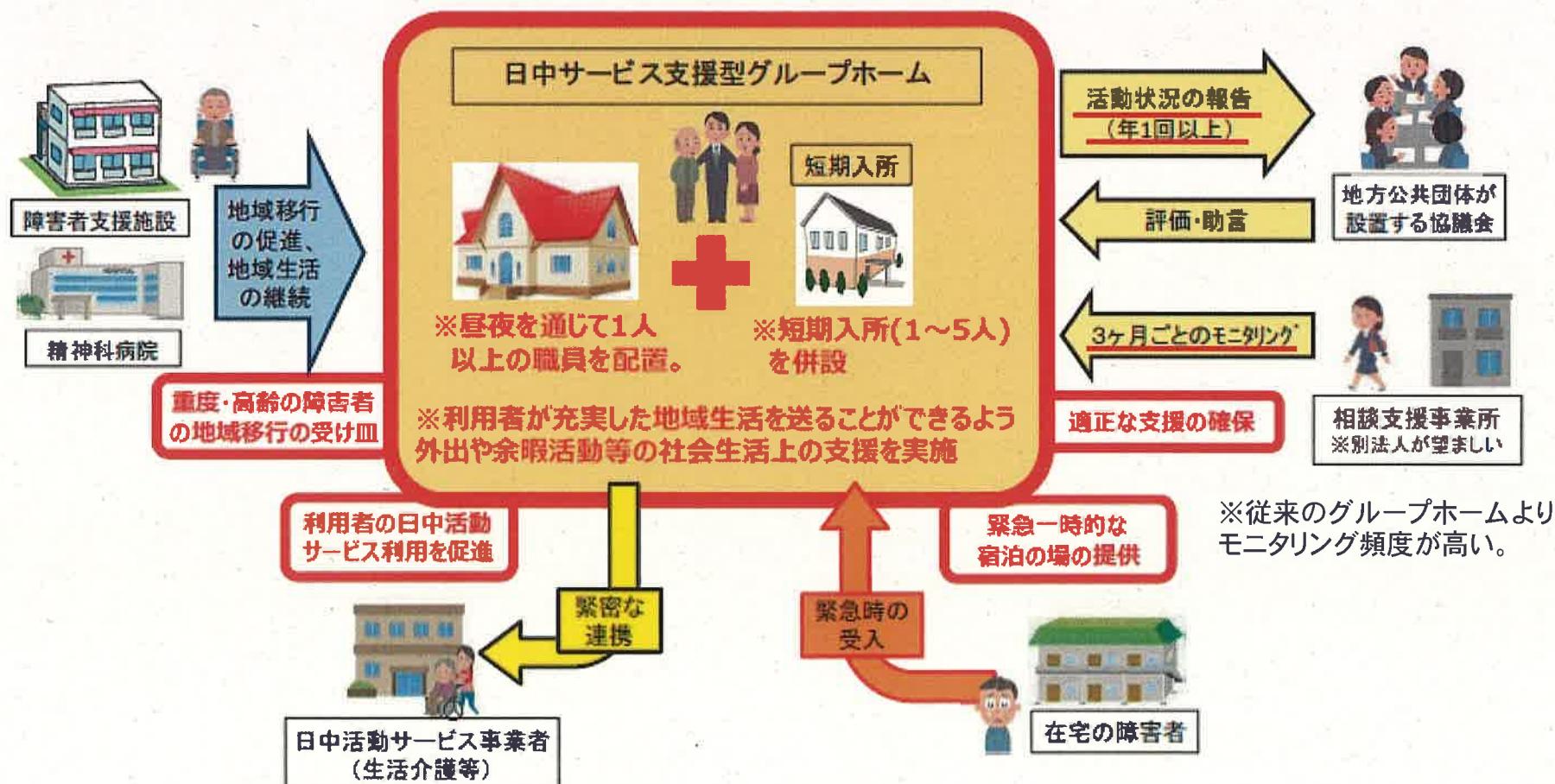
- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来の共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。
 - 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）
 - ・日中サービス支援型共同生活援助サービス費（Ⅰ）
 - ※世話人の配置が3:1の場合
区分6 1,098単位
～
区分3 717単位
(区分2以下の利用者に対して、日中をグループホームで支援する場合は日中支援加算（Ⅱ）を算定)



- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たな類型のグループホーム。
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

地域生活支援の中核的な役割を担う日中サービス支援型グループホームの創設

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定により創設される「日中サービス支援型グループホーム」は、障害者の重度化・高齢化に対応するために創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待される。



共生型サービス

(介護保険事業所が障害福祉事業所を行う場合)

平成30年4月～障害者総合支援法・児童福祉法改正

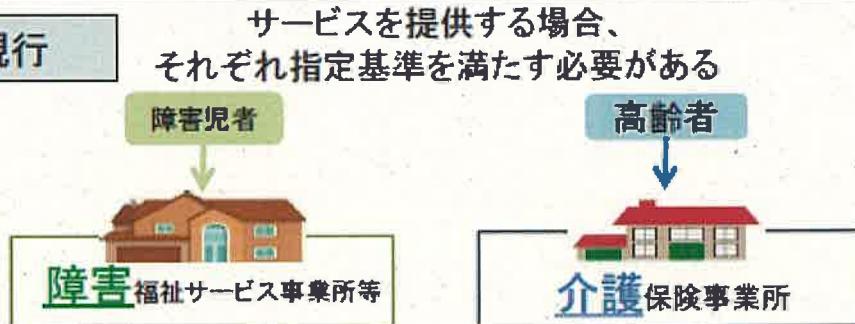
地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（概要） (地域共生社会の実現に向けた取組の推進（新たに共生型サービスを位置付け）)

見直し内容

5月26日成立、6月2日公布

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に新たに共生型サービスを位置付ける。
(注)具体的な指定基準等の在り方は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定にあわせて検討。

現行



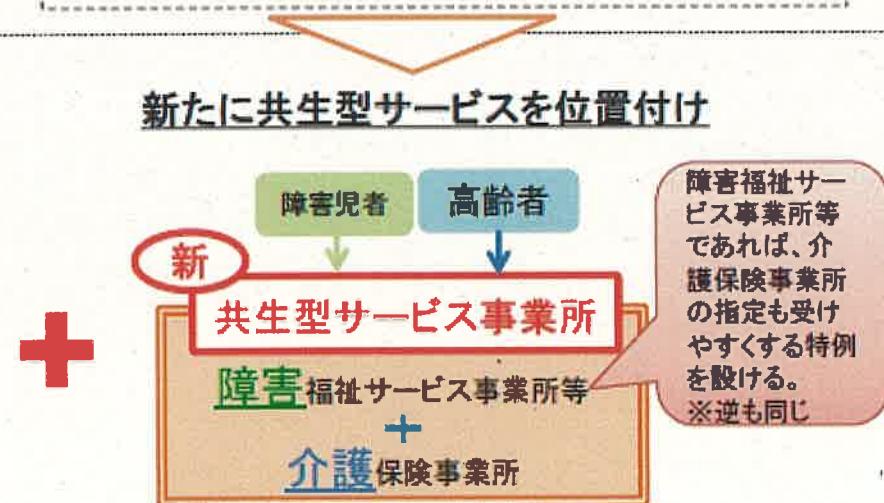
【課題】

- 障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されるため、従来から障害福祉サービス事業所を利用していた障害者が高齢者となった場合に、馴染みの事業所を利用し続けられないことがある。
- 高齢化が進み人口が減少する中で、サービスの提供に当たる人材の確保が難しくなる。

改正後



新たに共生型サービスを位置付け



※対象サービスは、①ホームヘルプサービス、②デイサービス、③ショートステイ等

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超えて、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

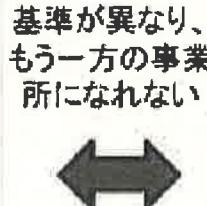
- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設等

介護保険と障害福祉相互に相当するサービスの基準の違い

- 共生型サービスの対象となる、介護保険優先原則が適用される相互に相当するサービス（※）について、介護保険と障害福祉両方の制度を比較すると、例えば、デイサービスでは、類似する基準がある一方で、
 - ・ 人員配置について、介護保険サービスでは介護職員が5：1である一方、障害福祉サービスでは利用者の平均障害支援区分5以上の場合は3：1となっている。
 - ・ 機能訓練室の面積について、介護保険サービスでは利用者1人当たり3m²の面積が必要である一方、障害福祉サービスでは支障が無い広さで足りることとなっている。
 - ・ 食堂について、障害福祉サービスでは設備要件に入っていない。等の違いがある。
※①ホームヘルプサービス、②デイサービス、③ショートステイ等
- このため、**介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における基準を満たしているとは限らない。**

生活介護（障害福祉）	
管理者	専従（非常勤でも可）
看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害支援区分 4未満 → 6:1 4以上5未満 → 5:1 5以上 → 3:1 ※生活支援員 常勤1人以上
訓練・作業室	支障がない広さ

通所介護（介護保険）	
管理者	常勤専従
介護職員	5:1 (利用者15人までは1以上で可) ※常勤1人以上
食堂及び機能訓練室	3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積



基準が異なり、
もう一方の事業所になれない

共生型サービスの推進

【現行制度】	障害福祉事業所	介護保険事業所	課題
障害児者が利用	○	△ (例外扱い)※	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉の給付の対象とするか否かは、市町村長が個別に判断 ・障害支援区分に関わらない同一の報酬設定となっているため、重度者の報酬額が低い。加算もつかない。
高齢者が利用	✗ (給付の対象外)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険の給付の対象外 ・障害者が65歳になって介護保険の被保険者となった際に、使い慣れた障害福祉事業所を利用できなくなる。

新たに共生型サービスを位置付け

【見直しの方向性】	障害福祉事業所	介護保険事業所	改善事項
障害児者が利用	○	○ (本来的な給付対象)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所が指定を受ければ、障害福祉の本来的な給付対象 ・報酬額の見直し(給付の改善(障害支援区分に応じた報酬設定等))
高齢者が利用	○ (本来的な給付対象)	○	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所が指定を受ければ、介護保険の本来的な給付対象

※地域の実践例：「富山型デイサービス」（富山県）

- ・介護保険のデイサービス事業所を母体として、障害制度のデイサービスの事業を実施する。
- ・高齢者だけでなく、障害児・者など、多様な利用者が共に暮らし、支え合うことでお互いの暮らしが豊かになる。
- ・子どもと関わることで、高齢者のリハビリや障害者の自立・自己実現に良い効果を生む。



共生型サービスの対象サービス

○下記①及び②を踏まえれば、今般基準・報酬を設定する共生型サービスは、以下のとおりとなる。

- ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
- ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプ サービス	訪問介護	↔	居宅介護 重度訪問介護
デイサービス	通所介護 (地域密着型を含む)	↔	生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く) 放課後等デイサービス (同上)
ショートステイ	短期入所生活介護 (予防を含む)	↔	短期入所
「通い・訪問・泊 まり」といった サービスの組み合 わせを一体的に提 供するサービス※	(看護) 小規模多機能型 居宅介護 (予防を含む) ・通い	→	生活介護 (主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く) 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) 児童発達支援 (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く) 放課後等デイサービス (同上)
	・泊まり	→	短期入所

※ 障害福祉サービスには介護保険の小規模多機能型居宅介護と同様のサービスは無いが、障害福祉制度の現行の基準該当の仕組みにおいて、障害児者が(看護) 小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

障害福祉サービス等と介護保険サービスとの比較① (デイサービス①)

	生活介護(障害福祉)<障害者>			通所介護(介護保険)	
概要	昼間・入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する			入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う	
定員	原則20名以上			—	
人員配置	管理者	原則専従(非常勤でも可)			管理者
	医師	必要数 (医療機関との連携等ができるれば不要)			医師
	サービス管理責任者 (実務経験 3~10年 +研修30.5時間)	利用者60人まで:1以上 利用者60人を超える部分:40:1 (常勤1以上)			生活相談員 (社会福祉士等)
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	平均障害支援区分4未満 → <u>6:1</u>	生活支援員	1人 (常勤1以上)	介護職員 <u>5:1</u> (利用者15人まで、1以上で可) (常勤1以上)
		平均障害支援区分4以上5未満 → <u>5:1</u>	看護職員	1人	看護職員 1人 (定員10人以下では、不要)
		平均障害支援区分5以上 → <u>3:1</u>	理学療法士又は作業療法士	必要数	機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等)
設備	訓練・作業室	支障のない広さ			食堂及び機能訓練室 <u>3m² × 利用定員</u>
事業所数	約1万事業所			約4.3万事業所	

障害福祉サービス等と介護保険サービスとの比較② (デイサービス②)

	自立訓練(障害福祉)<障害者>			通所介護(介護保険)		
概要	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行う			入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う		
定員	原則20名以上			—		
人員配置	管理者	原則専従(非常勤でも可)		管理者	常勤専従	
	サービス管理責任者 (実務経験 3~10年 +研修30.5時間)	利用者60人まで:1以上 利用者60人を超える部分:40:1 (常勤1以上)		生活相談員 (社会福祉士等)	1人	
	看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数	6:1	生活支援員 看護職員 理学療法士又は作業療法士	1人 (常勤1以上) 1人 (常勤1以上) 1人 (※生活訓練は不要)	介護職員 看護職員 機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等)	5:1 (利用者15人まで、1以上で可) (常勤1以上) 1人 (定員10人以下では、不要) 1人
	設備	訓練・作業室	支障のない広さ		食堂及び機能訓練室 3m ² × 利用定員	
事業所数	約0.14万事業所			約4.3万事業所		

※訪問サービスを提供する場合は、生活支援員を1人以上加配

障害福祉サービス等と介護保険サービスとの比較③（デイサービス③）

	児童発達支援、放課後等デイサービス(障害福祉)<障害児> ※児童発達支援センター、主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く	通所介護(介護保険)		
概要	<u>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う</u>			入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談及び助言・健康状態の確認その他日常生活上の世話、機能訓練を行う
定員	10人以上			一
人員配置	管理者	専従(非常勤でも可)	管理者	常勤専従
	児童発達支援管理責任者 (実務経験3~10年(うち3年以上は障害児・児童・障害者の支援)+研修30.5時間)	1人(専任かつ常勤)	生活相談員 (社会福祉士等)	1人
	児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者	10:2 (以降、利用者5人増すごとに1人) (常勤1以上) ※児童指導員又は保育士を半数以上	介護職員	5:1 (利用者15人まで、1以上で可) (常勤1以上)
	機能訓練担当職員 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員等)	機能訓練を行う場合に配置	看護職員	1人 (定員10人以下では、不要)
設備	指導訓練室	支障がない広さ	食堂及び機能訓練室	3m ² ×利用定員
事業所数	約1万事業所		約4.3万事業所	

障害福祉サービス等と介護保険サービスとの比較④（ホームヘルプサービス）

		居宅介護、重度訪問介護(障害福祉)<障害児者> ※重度訪問介護は者のみ	訪問介護(介護保険)
概要		居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供する	
人員配置	管理者	常勤専従	常勤専従
	サービス提供責任者	常勤の訪問介護員等のうち1人	常勤の訪問介護員等のうち1人
	訪問介護員等(※)	常勤換算2.5人 (※)右記+居宅介護職員初任者研修課程修了者 +障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者 (旧3級課程相当) +重度訪問介護従業者養成研修修了者	常勤換算2.5人 (※)介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級又は旧2級課程修了者
サービス提供範囲	右記+生活全般にわたる援助として認められる支援(重度訪問介護では社会参加目的の移動支援等も含む)		いわゆる「老計10号」<参考1>参照
事業所数	居宅介護:約2万事業所、重度訪問介護:約0.7万事業所		約3.3万事業所

居宅介護、重度訪問介護の訪問介護員等の資格要件	研修時間
介護福祉士	国家資格
実務者研修修了者	450時間
介護職員基礎研修修了者	500時間
介護職員初任者研修課程修了者	130時間
居宅介護職員初任者研修課程修了者	130時間
障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者(3級研修)	50時間
重度訪問介護従業者養成研修修了者	10時間以上

都道府県の判断により、「居宅介護職員初任者研修課程」を修了していれば、「介護職員初任者研修課程」を全部又は一部を免除可能
 ・全て免除 12都道府県
 ・一部免除 6都道府県
 ・免除無し 29都道府県
 (平成27年度・振興課調べ)

障害福祉サービスと介護保険サービスとの比較⑤ (ショートステイ)

	短期入所(障害福祉)<障害児者>	短期入所生活介護(介護保険)																		
概要	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等及び機能訓練を行う																		
定員	—	20人以上																		
人員配置	<table border="1"> <tr> <td>管理者</td> <td>常勤専従</td> <td>管理者</td> <td>常勤専従</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">従業者</td> <td rowspan="5"> <p style="text-align: center;"><u>6:1</u></p> <p>※ 指定生活介護等(*)で行う場合は、指定生活介護等のサービス提供時間帯は、当該事業所の利用者数及び短期入所の利用者数の合計数を当該事業所の利用者数とみなした上で、当該事業所として必要とされる数以上</p> <p>(*)生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所(宿泊型自立訓練事業所を含む)、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所共同生活援助事業所、障害児適所支援</p> </td> <td>医師</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>生活相談員 (社会福祉士等)</td> <td>100:1 (常勤1以上)</td> </tr> <tr> <td>介護職員又は看護職員</td> <td><u>3:1</u> (常勤1以上)</td> </tr> <tr> <td>機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等)</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>1人</td> </tr> </table>	管理者	常勤専従	管理者	常勤専従	従業者	<p style="text-align: center;"><u>6:1</u></p> <p>※ 指定生活介護等(*)で行う場合は、指定生活介護等のサービス提供時間帯は、当該事業所の利用者数及び短期入所の利用者数の合計数を当該事業所の利用者数とみなした上で、当該事業所として必要とされる数以上</p> <p>(*)生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所(宿泊型自立訓練事業所を含む)、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所共同生活援助事業所、障害児適所支援</p>	医師	1人	生活相談員 (社会福祉士等)	100:1 (常勤1以上)	介護職員又は看護職員	<u>3:1</u> (常勤1以上)	機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等)	1人	栄養士	1人	<table border="1"> <tr> <td>調理員その他の従業者</td> <td>適当数</td> </tr> </table>	調理員その他の従業者	適当数
管理者	常勤専従	管理者	常勤専従																	
従業者	<p style="text-align: center;"><u>6:1</u></p> <p>※ 指定生活介護等(*)で行う場合は、指定生活介護等のサービス提供時間帯は、当該事業所の利用者数及び短期入所の利用者数の合計数を当該事業所の利用者数とみなした上で、当該事業所として必要とされる数以上</p> <p>(*)生活介護事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所(宿泊型自立訓練事業所を含む)、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所共同生活援助事業所、障害児適所支援</p>	医師	1人																	
		生活相談員 (社会福祉士等)	100:1 (常勤1以上)																	
		介護職員又は看護職員	<u>3:1</u> (常勤1以上)																	
		機能訓練指導員 (理学療法士又は作業療法士等)	1人																	
		栄養士	1人																	
調理員その他の従業者	適当数																			
居室面積	<u>8m²</u> (定員4人以下)	<u>10.65m²</u> (定員4人以下)																		
設備	食堂、浴室、洗面所、便所	食堂、浴室、洗面設備、便所、 <u>機能訓練室、医務室、静養室、面談室、介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、介護材料室</u>																		
事業所数	約0.4万事業所	約1万事業所																		

注)上記は、「単独型」について示したものであるが、他にも「空床型」、「併設型」の2つの事業類型がある。

共生型障害福祉サービス及び共生型障害児通所支援の基準・報酬

【基準】

- 介護保険事業所であれば、基本的に共生型障害福祉サービス等の指定を受けられるものとして基準を設定。
- (看護)小規模多機能型居宅介護(予防を含む)のホームヘルプは、居宅介護従業者としての研修を修了していない者が従事しているため、共生型の対象外とする。
- 従来、指定生活介護事業所は基準該当児童発達支援事業を行うことが可能で、今回の共生型サービスの位置付けにより、指定生活介護事業所は、共生型児童発達支援事業を行うことが可能となるため、その逆の指定児童発達支援事業所が共生型生活介護事業を行うことを認める。

【報酬】

- 訪問介護事業所は、従来から居宅介護等の指定を受けて差し支えないこととなっているため、通常の指定と同じ報酬。
- デイサービス及びショートステイは、本来的な障害福祉サービス等の基準を満たさないため、以下により設定。
 - ① 本来の報酬単価と区別。(II-2)
※現行の基準該当障害福祉サービス等を参考に設定。
 - ② サービスの質や専門性に対応した共生型サービス独自の加算を算定可能。(II-1)
 - ③ 通常の指定サービスと同様に、各加算の算定要件を満たした場合に算定できる。

サービス名	共生型サービス独自の加算名	要件
共生型生活介護 共生型自立訓練(機能訓練) 共生型自立訓練(生活訓練)	サービス管理責任者等配置加算	サービス管理責任者の配置及び地域に貢献する活動を実施
共生型児童発達支援 共生型放課後等デイサービス	共生型サービス体制強化加算	児童発達支援管理責任者あるいは保育士又は児童指導員を配置及び地域に貢献する活動を実施
共生型短期入所	福祉専門職員配置等加算	基準上配置すべき常勤の従業者のうち、社会福祉士等の従業者が一定の割合以上及び地域に貢献する活動を実施

介護保険事業所を障害児者が利用

- ・通常の障害福祉と介護保険の指定を両方受ける
- ・一体的運用(現在も通知、ガイドライン等により実施)
- ・障害福祉と介護保険の両方の制度の基準を満たす

※報酬額は通常

II-1

- ・通常の介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉サービス(共生型)の指定を受ける
- ・一体的運用
- ・介護保険制度の基準を満たし、II-2と比べて、障害福祉サービスの質や専門性に対応(サービス管理責任者の配置)
※ 加算については、地域に貢献する活動(地域住民への健康教室、認知症カフェ等)を実施している場合に評価する加算を設定

II-2

- ・通常の介護保険の指定を受けている事業所が、障害福祉サービス(共生型)の指定を受ける
- ・一体的運用
- ・介護保険制度の基準のみ満たす

・介護保険と障害福祉の相互に共通するサービス以外の組み合わせ

・通常の介護保険と障害福祉の指定を両方受ける

・一体的運用(現在も通知、ガイドライン等により実施)

※報酬額は通常

＜参考1＞ 訪問介護の概要

「訪問介護」とは、訪問介護員等（※）が、利用者（要介護者等）の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事等を提供するものをいう。

※「訪問介護員等」

介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、

旧介護職員基礎研修修了者、旧訪問介護員1級又は旧2級課程修了者をいう。 H30年4月～生活援助研修修了者追加
(生活援助のみを行う)

※「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日厚生労働省老健局老人福祉計画課長通知）（いわゆる「老計10号」）

身体介護（抜粋）

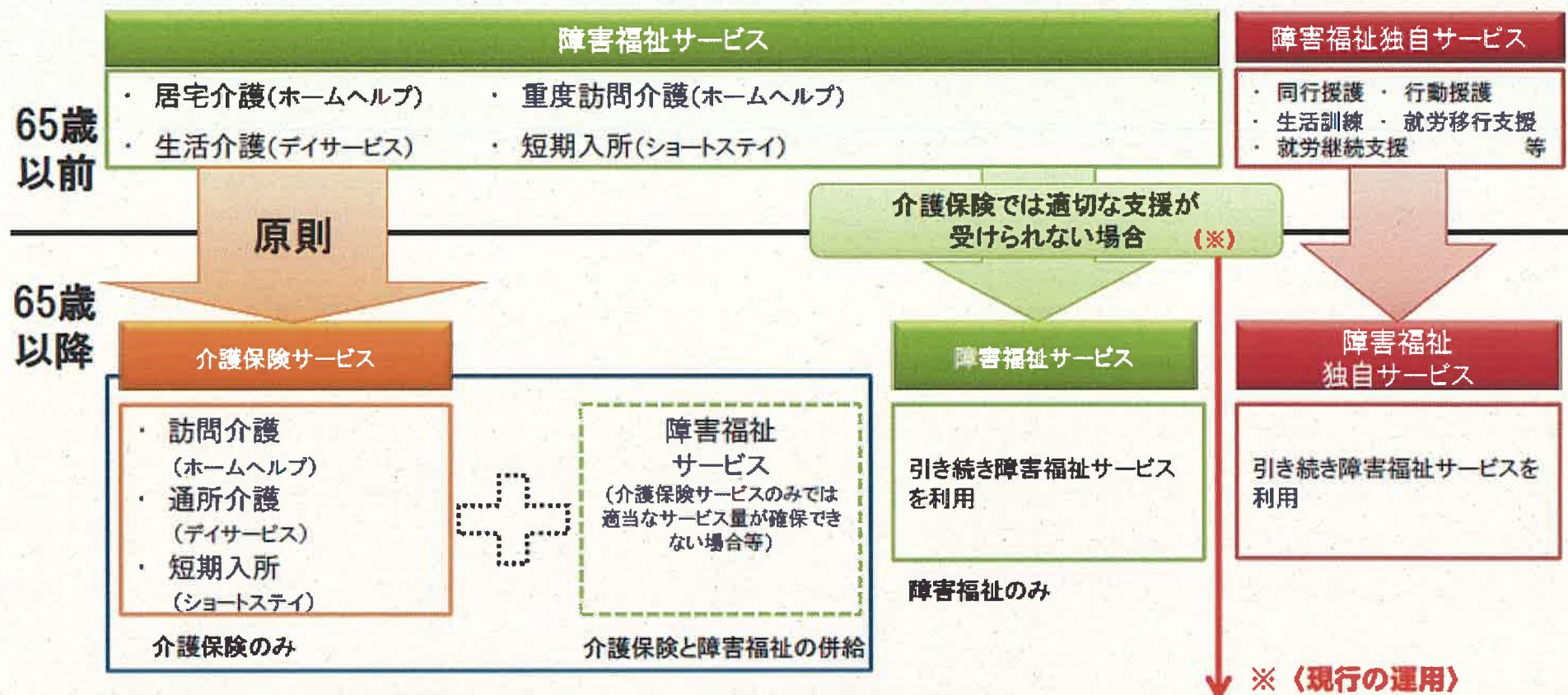
- 1-0 サービス準備・記録等：サービス準備は、身体介護サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようなサービスを行うものである。：健康チェック／利用者の安否確認、顔色・発汗・体温等の健康状態のチェック／環境整備／換気、室温・日あたりの調整、ベッドまわりの簡単な整頓等／相談援助、情報収集・提供／サービス提供後の記録等
- 1-1 排泄・食事介助：排泄介助（トイレ利用・ポータブルトイレ利用・おむつ交換）／食事介助／特段の専門的配慮をもって行う調理
- 1-2 清拭・入浴、身体整容：清拭（全身清拭）／部分浴（手浴及び足浴・洗髪）／全身浴／洗面等／身体整容（日常的な行為としての身体整容）／更衣介助
- 1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助
- 1-4 起床及び就寝介助
- 1-5 服薬介助
- 1-6 自立生活支援のための見守り的援助（自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等）

生活援助（抜粋）

- 2-0 サービス準備等：サービス準備は、家事援助サービスを提供する際の事前準備等として行う行為であり、状況に応じて以下のようないくつかのサービスを行うものである。：健康チェック／利用者の安否確認、顔色等のチェック／環境整備／換気、室温・日あたりの調整等／相談援助、情報収集・提供／サービスの提供後の記録等
- 2-1 掃除：居室内外やトイレ、卓上等の清掃／ゴミ出し／準備・後片づけ
- 2-2 洗濯：洗濯機または手洗いによる洗濯／洗濯物の乾燥（物干し）／洗濯物の取り入れと収納／アイロンかけ
- 2-3 ベッドメイク：利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- 2-4 衣類の整理・被服の補修：衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）／被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
- 2-5 一般的な調理、配下膳：配膳、後片づけのみ／一般的な調理
- 2-6 買い物・薬の受け取り：日常品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）／薬の受け取り

＜参考2＞ 介護保険優先原則

参考



一律に介護保険サービスを優先するわけではなく、以下の点を踏まえ、市町村が判断する。

① 介護保険サービスを受けることが可能か否か

例 利用可能な介護保険サービス事業所が身近にない場合や空きがない場合

② 介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か

例 障害の状況等にかんがみ、65歳前までと同様の事業所でないと、適切な支援が提供されないと判断される場合

※ ただし、介護保険サービス利用に伴う利用者負担を回避するための障害福祉サービスの利用希望は勘案しない

地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（概要）

ポイント

- 兼務・共用の取扱いが明確でない人員・設備の取扱いについて、**現行制度で運用上対応可能な事項を明確化し、高齢者、障害者、児童等の福祉サービスの総合的な提供の阻害要因を解消。**

<総合的な福祉サービスの提供のイメージ>



明確化する事項

- 高齢者、障害者、児童等の福祉サービスを組み合わせて福祉サービスを総合的に提供する際の、以下の①～③の事項を明確化。

<福祉サービスを総合的に提供する際に利用が想定されるサービス(例)>

高齢者等	通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護 等
障害者	生活介護、短期入所、機能訓練、就労継続支援(A型、B型)、放課後等デイサービス 等
児童	保育所、小規模保育事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業 等

① 兼務可能な人員

- ・管理者、代表者、医師、栄養士、調理員

② 共用可能な設備

【基準上規定がある設備】

- ・食堂、居間、機能訓練室、訓練・作業室、指導訓練室、浴室、医務室、静養室、事務室、相談室、調理室、洗面所、洗濯室、非常災害に際して必要な設備、便所 等

【基準上規定がない設備】

- ・玄関、廊下、階段、エレベータ、送迎バス

※高齢者、障害者、児童等がそれぞれ利用する設備を区切る壁等の設置が不要なことも併せて明確化

③ 基準該当障害福祉サービス等^(注)が活用可能であること

高齢者、障害者、児童等に対する福祉サービスの総合的な提供を実施する場合に、基準該当障害福祉サービスを実施することが可能であることを明確化。

(注) 基準該当障害福祉サービス等:指定障害福祉サービスや指定通所支援としての基準は満たしていないが、介護保険事業所等の基準を満たす事業所であり、市町村が認めたものにおいては、当該事業者が障害者（児）を受け入れた場合、基準該当障害福祉サービス等として特例介護給付費等が支給。

＜参考4＞児童福祉法に基づく主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援の事業等を介護保険法令に基づく療養通所介護事業所において実施する場合の取扱いについて

主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援の事業等を療養通所介護事業所において実施する場合の取扱い（概要）

◆ 趣旨

介護保険法令に基づく療養通所介護事業所において、主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等を実施する場合の指定基準の取扱いを明確にし、医療的ニーズの高い重症心身障害児・者の地域での受入を促進し、QOLの向上及び介護者等のレスパイトを推進する。

「療養通所介護」と「主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等」の指定基準の概要

項目	療養通所介護	主に重症心身障害児・者を通わせる児童発達支援等		
		主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援 又は放課後等デイサービス	主に重症心身障害者を通わせる生活介護	
定員	18名以下（H30.4～） (最大利用可能人数であり、職員配置を求める定員ではない)	5名以上 (左記定員のうち上記定員を設定可能) (上記定員に満たない場合は、左記定員を上限として要介護者の受入が可能)		
人員配置	管理 者	1名（看護師：兼務可）		
	嘱託 医	—		
	従業 者	看護職員又は介護職員 (利用人数に応じて1・5：1の職員を配置) (うち1以上は常勤の看護師) (定員内で利用者外の者を受け入れる場合、利用者合計数に応じて1・5：1を満たす配置が必要)	・児童指導員又は保育士 1以上 ・看護職員 1以上 ・機能訓練担当職員 1以上	・生活支援員 ・看護職員 1以上 ・理学療法士又は作業療法士（実施する場合） 上記職員の総数は、障害支援区分毎に規定 (例：平均障害支援区分が5以上の場合、3：1) (左記と一体的に配置することが可能)
	支援管理責任者	—	児童発達支援管理責任者 1以上 (管理者との兼務可)	サービス管理責任者 1以上 (管理者及び左記との兼務可)
設備	・専用部屋（6.4 m ² /人） ・必要な設備（兼用可）	指導訓練室の他、必要な設備（左記との兼用可）		

※ 主に重症心身障害児・者を通わせる場合、児童発達支援及び放課後等デイサービス、生活介護を一体的に運営することが可能。

※ 主に重症心身障害児・者を通わせる場合、療養通所介護事業の人員基準に規定のない「児童指導員又は保育士」と「児童発達支援管理責任者」又は「サービス管理責任者」の配置が必要。「児童発達支援管理者」又は「サービス管理責任者」は、管理者との兼務が可能。

※ 「機能訓練担当職員」は理学療法士又は作業療法士でなくても可能。「生活支援員」は特に資格要件なし。